

平成 21 年 6 月 12 日現在

研究種目：基盤研究（c）

研究期間：2007～2008

課題番号：19500525

研究課題名（和文）小中学校におけるライフジャベスト教育に関する実践的研究

研究課題名（英文）

A practical study on the life-vest education for the early adolescents

研究代表者

野沢 巖（NOZAWA IWA0）

埼玉大学・教育学部・教授

研究者番号：50008736

研究成果の概要：研究に着手後、ライフベストよりもライフジャケットが一般的になってきつつあるので、ジャケットに統一した。2007 年 7 月に、さいたま市内の小中学生を対象にライフジャケットを用いた水泳授業を行い、意識調査を行って比較考察した結果、子どもの 90%以上がライフジャケットの着用法を習得できたと回答しており、体験学習の成果が認められた。2008 年 7 月に、さいたま市内の小中学校にライフジャケット 10 着を貸与し、水泳期間中の利用について調査した結果、水遊び体験、泳法学習、安全確保に有効であることが分かった。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	500,000	150,000	650,000
2008 年度	100,000	30,000	130,000
年度			
年度			
年度			
総 計	600,000	180,000	780,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学・スポーツ科学

キーワード：小中学校、安全確保、ライフジャケット、水泳学習、実践研究、水遊び

1. 研究開始当初の背景

- (1) 学校週5日制、労働者の週休二日制が定着する中で、河川空間の親水化に伴って、人々が水辺に近づき、水と接する機会が増大した。これに伴い、水難事故の発生も多様化してきている。
- (2) 海上保安庁の報告によれば、平成17年度の高齢者による犠牲者は遊泳中が128人、磯遊び27人、釣り91人、岸壁等からの海中転落205人、乗船者の海中転落131人であった。
- (3) 筆者も含め、これまでの着衣水泳、ある

いは着衣泳とよばれる研究は、不意に着衣状態で水中に落ちた場合の対処方法であったが、今後はライフジャケットの着用などを呼びかける教育をする必要があると考えられる。

- (4) 平成15年6月に国土交通省は「船舶職員及び小型船舶操縦者法」を改正し、12歳未満の子どもにライフジャケットの着用を義務付けた。しかし、このことは余り知られていない。これは学校の水泳学習などに、ライフジャケット教育がなされていないため

であると思われる。学校教育における安全学習として、ライフジャケット学習が導入される必要がある。

- (5) アメリカ合衆国においてはアメリカ赤十字社が着衣水泳を積極的に推進し、ライフジャケットに対する教育も進められている。アメリカではクルージングが盛んであるにもかかわらず、学校教育や社会教育において、水泳学習が泳力や泳法の習得を重視していないため、命を守る平泳ぎのできる人が日本より少ない。そのために、ライフジャケットを着用する人が多く、ライフジャケット学習も進んでいる。日本人は泳げるがためにライフジャケットの着用者が少なく、結果的に水難事故に遭う人が多いという、皮肉な結果をもたらしている。「泳げてもライフジャケット」を日本でも根付かせる必要を強く感じる。
- (6) イギリス、オーストラリアなどのイギリス圏においてはThe Royal Life Saving Societyの組織が水泳能力の向上と共に、命を守る着衣水泳の指導にも力を入れ、一番好ましい形を作っている。日本もこのような状況を目指すべきであろう。

2. 研究の目的

- (1) 平成 19 年度の研究では、さいたま市内の小中学校 3 校を対象に着衣水泳の授業を行い、実施前後にライフジャケットに関する調査を行って、意識の変化から、ライフジャケット学習の有効性について明らかにする。
- (2) 平成 20 年度の研究では、さいたま市内の小中学校 10 校にライフジャケットを貸与し、水泳時にどのような利用が可能かについて、水遊び体験の拡充、安全確保、泳法学習補助具、ライフジャケット学習の 4 つの視点から検証してもらい、活用方策について検討する。

3. 研究の方法

- (1) 平成 19 年度の研究では、小中学校 3 校に筆者が出かけ、着衣水泳の出前授業を行い、その中にライフジャケットを用いた授業を組み入れた。ライフジャケットについての意識調査を授業の前後に行い、意識の変化から授業の有効性を検討した。
- (2) 平成 20 年度の研究では、さいたま市内の小中学校 10 校にライフジャケットを貸与し、水泳学習時にライフジャケットを利用した教員に、①水遊び体験の拡充、②安全確保、③泳法学習補助具、④ライフジャケット学習の 4 つの視点から状況報告を求めた。水泳学習期間終了後に調査票を改修し、内容を分析した。

4. 研究成果

平成 19 年度の研究から、以下のことが明らかになった。

- (1) 小中学生におけるライフジャケットの認知度は 10～20%と低く、普及しているとはいえない状況であった。着用体験がある児童生徒も 10～20%と非常に少なく、着用の仕方を理解している児童生徒も同じような値であった。これらの児童生徒にライフジャケット体験学習を行ったところ、90%以上が着用の仕方を理解したと回答し、体験学習の成果が確認された。
- (2) ライフジャケットを着けた状態で救助を待つ姿勢を理解している者は 10%以下であったが、体験学習後、ヘルプ姿勢は 80%以上が、ハドルポジションは 70%前後の者が理解したことが分かった。
- (3) 事前調査結果で、ライフジャケットは救助を待つために効果的であると思っていた児童生徒は 50%前後であったが、体験学習後、90%以上が「とても効果的である」と回答した。
- (4) ライフジャケットの浮力については、着用体験がある児童生徒も含め、「よく浮くことにびっくりした」と 90%以上の者が回答した。ライフベストの浮力は 6～8 kg 程度であるが、すごい威力であるといえよう。
- (5) 「いざというとき、自分にとってライフジャケットは必要かどうか」については、「泳力に関係なく必要である」という強い意識を獲得したことが明らかになり、乗船時の安全確保に役立つものと考えられた。
- (6) ライフジャケット学習は役に立つと回答した児童生徒が多かったことから、学校教育においてライフジャケット学習を行う必要性が明らかになった。

平成 20 年度の研究から、以下のことが明らかになった。

- (1) ライフジャケットの使用は水遊び体験を広げるのに有効であるかどうかの検討を行った。本研究で調査した小中学校の 72%の児童が水遊び体験としてとても有効であり、23%の児童が少し有効であると判断された。水に入ることが苦手な児童にライフジャケットを着用させていた A 小学校や G 小学校の結果から、特に水に入ること自体が怖いと感じている児童にとって有効であることが分かった。一方で、D 小学校や J 小学校において、少し有効という回答が多かったのは、どちらの小学校も泳げる児童泳げない児童関係なくライフジャケットを着用させていたことから、こういう回答結果を示したものと推察された。「ライフジャケットの使用は、水遊び体験を広げるのに有効である」という仮説を検証し

た結果、水泳の苦手な児童に対して使用した場合にその有効性を高く認めることができ、水泳の得意な児童に関しては、その有効性は認められるものの、飽きてしまう可能性が高いことが分かった。

- (2)「ライフジャケットの使用は、ライフジャケット学習として有効である」という仮説について検討した。ライフジャケット学習としての小中学校でのライフジャケットの使用の可能性は89%が「とても有効」と回答した。また、ライフジャケット学習を行うにふさわしい時期を考察すると、特にA小学校・G小学校のように水に恐怖心のある児童に対してライフジャケットを着用させた小学校の100%が「とても有効」と回答していることから、まだ水に慣れ親しんでいる児童の少ない低学年において、ライフジャケット学習は最も有効であると推察された。「ライフジャケットの使用は、ライフジャケット学習として有効である」という仮説は、全ての児童、全ての学年で有効であることが明らかになり、特に水に対して恐怖感を持っている自動の多い低学年での使用が有効であることが明らかになった。
- (3)「ライフジャケットの使用は、泳法学習の補助具として有効である」という仮説を検証した。本研究で調査した小中学校で、泳法学習の補助具としてのライフジャケットの使用を「とても有効」と回答しているのは53%であり、「少し有効」は29%、「あまり有効ではない」は18%であった。水を怖がっている児童にライフジャケットを着用させていたA小学校・G小学校においては、泳法学習の補助具としてのライフジャケットの使用を「とても有効」と回答している割合が高いことが分かった。一方、E小学校・I中学校の2校は泳法学習の補助具としてのライフジャケットの使用を「あまり有効ではない」と回答している割合が高いことが明らかになった。その理由は、泳法指導の際のライフジャケットの使い方によるものと考えられた。上記の2校はライフジャケットを着用させた状態でクロールを全体学習しているのに対し、C小学校・H小学校ではライフジャケットをクロールのバタ足、平泳ぎのキックなど、各泳法の下半身の部分学習の指導に使用していた。この差が回答結果に影響したものと考えられた。「ライフジャケットの使用は、泳法学習の補助具として有効である」という仮説は、水を怖がっている児童にとっては、泳法学習の初期段階において有効であると判断され、更に全ての児童においては各泳法の下半身の動きの指導に有効であるということが明らかにされた。
- (4)「ライフジャケットの使用は、水泳の授

業の安全確保のために有効である」という仮説について検証した。本研究で調査した小中学校で、安全確保のためのライフジャケットの使用を「とても有効である」と回答したのは90%であり、「少し有効である」と回答したのは10%であった。水を怖がっている児童にライフジャケットを着用させたA小学校・G小学校の回答結果をみると、共に100%が「とても有効である」と回答していた。また、ほぼ全ての学年で使用していたG小学校・H小学校・J小学校においても、「とても有効である」と回答したのは100%であった。しかし、高学年の泳げる児童に対しては安全確保のためのライフジャケットの使用は有効ではないことが明らかになった。「ライフジャケットの使用は、水泳の授業の安全確保のために有効である」という仮説は、水に恐怖心を持っている児童にとっては学年に関係なく有効であるが、その他の児童にとっては低学年の使用に有効であることが分かった。これらの結果から推察すると、知的障害や身体障害をもつ特別支援学校における水泳学習においてライフジャケットを着用することは極めて有効であると考えられた。

(5)以上のことから、小中学校におけるライフジャケットの使用は、水遊び体験、ライフジャケット学習、泳法学習、安全確保の4つの視点において有効であり、水泳学習の幅を広げ、質を高める効果をもたらすものと思われる。水泳学習におけるライフジャケットの有効性は高く評価できるものと考えられた。しかし、ライフジャケットの使用は全ての児童において、全ての項目に有効であるわけではなく、主に水を怖がっている児童、浮くことができない児童など、プールを使用する水泳授業の初期段階においてその有効性を高く評価できた。このことから、ライフジャケットは小学校低学年での使用や一部の児童に対しての使用が適していると推察された。今後はそれぞれの視点を掘り下げ、さらに細かな視点からライフジャケットの使用の可能性を考察することが必要である。今回の研究から、小中学校のプールを使用する水泳学習においてライフジャケット体験が一般的になれば、ライフジャケットの浮力や安全性が体験を通して身につく、評価されることになり、水辺活動での安全確保に大きく尽力することになるであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

平成 22 年 3 月発行予定の埼玉大学教育学部紀要に投稿する予定である。

〔学会発表〕（計 0 件）

平成 21 年 12 月 12 日開催予定の埼玉県体育学会大会で発表する予定である。

〔図書〕（計 0 件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計 0 件）

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

野沢 巖 (NOZAWA IWA0)

埼玉大学・教育学部・教授

研究者番号：50008736

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者